

京都市上下水道局管理規程第4号

京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年9月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「6月以上」を「12月以上(雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として別に定める者其他国家公務員の例に準じて別に定める者については、6月以上)」に、「雇用保険法」を「同法」に改める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)